

# **提案条例説明資料**

**(追加提出分)**

**令和5年12月**  
**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 82 号</b>																													
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例																													
3	目的・理由	令和 5 年人事院勧告及び令和 5 年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合、一般職の職員の給料表、初任給調整手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																													
4	概要	<p>1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条）</p> <p>(1) 特定任期付職員の給料月額の改正（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000 円</td> <td>380,000 円（4,000 円増）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000 円</td> <td>427,000 円（5,000 円増）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000 円</td> <td>477,000 円（5,000 円増）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000 円</td> <td>539,000 円（6,000 円増）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の支給割合の改正（第 8 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 165 (100 分の 5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 170 (100 分の 10 増)</td> <td>100 分の 165 (100 分の 5 減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条）</p> <p>(1) 給料表の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）</p> <p>ア 改正の概要</p> <p>国が令和 5 年 4 月 1 日から適用する俸給表（大卒</p>	号給	現行	改正後	1	376,000 円	380,000 円（4,000 円増）	2	422,000 円	427,000 円（5,000 円増）	3	472,000 円	477,000 円（5,000 円増）	4	533,000 円	539,000 円（6,000 円増）	支給期	現行	改正後		令和 5 年度	令和 6 年度以降	6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)	12 月期	100 分の 160	100 分の 170 (100 分の 10 増)	100 分の 165 (100 分の 5 減)
号給	現行	改正後																													
1	376,000 円	380,000 円（4,000 円増）																													
2	422,000 円	427,000 円（5,000 円増）																													
3	472,000 円	477,000 円（5,000 円増）																													
4	533,000 円	539,000 円（6,000 円増）																													
支給期	現行	改正後																													
		令和 5 年度	令和 6 年度以降																												
6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)																												
12 月期	100 分の 160	100 分の 170 (100 分の 10 増)	100 分の 165 (100 分の 5 減)																												

程度に係る初任給を 11,000 円、高卒者に係る初任給を 12,000 円引上げ。これを踏まえ、若年層に重点を置いた俸給表の引上げ改定) に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

(ア) 行政職 1 級から 7 級までの全ての職務の号給

(イ) 医療職 1 級から 4 級までの全ての職務の号給

(2) 初任給調整手当の改正 (第 11 条関係)

国が令和 5 年 4 月 1 日から適用する支給月額限度額に準じ改正する。

414,800 円 ⇒ 415,600 円 (800 円増)

(3) 期末手当の支給割合の改正 (第 26 条関係)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

支給期	現行	改正後	
		令和 5 年度	令和 6 年度以降
6 月期	100 分の 120	100 分の 120	100 分の 122.5 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 120	100 分の 125 (100 分の 5 増)	100 分の 122.5 (100 分の 2.5 減)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

支給期	現行	改正後	
		令和 5 年度	令和 6 年度以降
6 月期	100 分の 67.5	100 分の 67.5	100 分の 68.75 (100 分の 1.25 増)
12 月期	100 分の 67.5	100 分の 70 (100 分の 2.5 増)	100 分の 68.75 (100 分の 1.25 減)

(4) 勤勉手当の支給割合の改正 (第 29 条関係)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

支給期	現行	改正後	
		令和 5 年度	令和 6 年度以降
6 月期	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 102.5 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 100	100 分の 105 (100 分の 5 増)	100 分の 102.5 (100 分の 2.5 減)

		<p>イ 定年前再任用短時間勤務職員</p> <table border="1" data-bbox="518 241 1396 586"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 47.5</td> <td>100 分の 47.5</td> <td>100 分の 48.75 (100 分の 1.25 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 47.5</td> <td>100 分の 50 (100 分の 2.5 増)</td> <td>100 分の 48.75 (100 分の 1.25 減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条）</p> <p>(1) 給料表の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）</p> <p>ア 改正の概要</p> <p>国が令和 5 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準じ改正する。</p> <p>イ 改正の対象範囲</p> <p>(ア) 行政職 1 級及び 2 級の全ての職務の号給</p> <p>(イ) 医療職 1 級及び 2 級の全ての職務の号給</p> <p>(2) 期末手当の支給割合の改正（第 14 条及び第 23 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="518 1198 1375 1543"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 125</td> <td>100 分の 125</td> <td>100 分の 130 (100 分の 5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 125</td> <td>100 分の 135 (100 分の 10 増)</td> <td>100 分の 130 (100 分の 5 減)</td> </tr> </tbody> </table>	支給期	現行	改正後		令和 5 年度	令和 6 年度以降	6 月期	100 分の 47.5	100 分の 47.5	100 分の 48.75 (100 分の 1.25 増)	12 月期	100 分の 47.5	100 分の 50 (100 分の 2.5 増)	100 分の 48.75 (100 分の 1.25 減)	支給期	現行	改正後		令和 5 年度	令和 6 年度以降	6 月期	100 分の 125	100 分の 125	100 分の 130 (100 分の 5 増)	12 月期	100 分の 125	100 分の 135 (100 分の 10 増)	100 分の 130 (100 分の 5 減)
支給期	現行	改正後																												
		令和 5 年度	令和 6 年度以降																											
6 月期	100 分の 47.5	100 分の 47.5	100 分の 48.75 (100 分の 1.25 増)																											
12 月期	100 分の 47.5	100 分の 50 (100 分の 2.5 増)	100 分の 48.75 (100 分の 1.25 減)																											
支給期	現行	改正後																												
		令和 5 年度	令和 6 年度以降																											
6 月期	100 分の 125	100 分の 125	100 分の 130 (100 分の 5 増)																											
12 月期	100 分の 125	100 分の 135 (100 分の 10 増)	100 分の 130 (100 分の 5 減)																											
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 適用期日</p> <p>(1) 給料月額、給料表及び初任給調整手当の改正規定 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の改正規定 令和 5 年 12 月 1 日</p>																												

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 83 号</b>																
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	令和 5 年人事院勧告、令和 5 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																
4	概要	<p>期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 165 (100 分の 5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 170 (100 分の 10 増)</td> <td>100 分の 165 (100 分の 5 減)</td> </tr> </tbody> </table>			支給期	現行	改正後		令和 5 年度	令和 6 年度以降	6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)	12 月期	100 分の 160	100 分の 170 (100 分の 10 増)	100 分の 165 (100 分の 5 減)
支給期	現行	改正後																
		令和 5 年度	令和 6 年度以降															
6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)															
12 月期	100 分の 160	100 分の 170 (100 分の 10 増)	100 分の 165 (100 分の 5 減)															
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 適用期日 令和 5 年 12 月 1 日</p>																

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 84 号</b>			
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和 5 年人事院勧告、令和 5 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	現行	改正後	
				令和 5 年度	令和 6 年度以降
		6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)
12 月期	100 分の 160	100 分の 170 (100 分の 10 増)	100 分の 165 (100 分の 5 減)		
5	施行期日等	1	施行期日	公布の日	
		2	適用期日	令和 5 年 12 月 1 日	

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第 85 号</b>
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国民健康保険法施行令の一部が改正され、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産した被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料を軽減する制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出産する被保険者に係る保険料減額(第 22 条の 4 関係) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出産する被保険者に係る国民健康保険料のうち所得割と均等割について、単胎妊娠の場合は出産前後 4 か月分を、多胎妊娠の場合は同 6 か月分を全額軽減(免除)する。</li> <li>(2) 低所得世帯に係る 7 割・5 割・2 割の軽減が適用されている場合は、残りの国民健康保険料のうち所得割と均等割を全額軽減(免除)する。</li> </ol> </li> <li>2 当該軽減に係る届出(第 27 条の 4 関係)                  出産したことが公簿で確認できる場合には、届出を省略し職権で適用できることとする。</li> <li>3 その他規定の整理</li> </ol>
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行期日 令和 6 年 1 月 1 日</li> <li>2 経過措置 改正後の規定は、令和 6 年 1 月分以後の期間に係る保険料について適用し、令和 5 年 12 月以前の期間に係る保険料については、なお従前の例による。</li> </ol>